東京医科歯科大学病院長寿・健康人生推進センター規則

（平成２６年１２月２６日
規則第１４３号）

（趣旨）

第１条　東京医科歯科大学病院長寿・健康人生推進センター（以下「センター」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成１６年規則第１０６号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第２条　センターは、病院長の管理の下に、基盤診療部門として院内診療各科及び学内関係組織と連携し、急速な高齢化社会の進行に対応すべく、健康寿命の維持と延伸のため、医歯学・スポーツ科学・遺伝子解析等の本学の強みを融合し、生活習慣や遺伝子背景を基礎として、食生活・心と体の健康・歯の健康などの一次予防を含めた予防医学を実践する。また、将来の医療を考え、次世代の医療の実践や人材養成を可能とする教育・研究を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

⑴　先端的健診の実施

⑵　個別化生活指導およびセカンドオピニオンの実施

⑶　次世代医療の教育・研究

⑷　その他センターの目的を達成するために必要な業務

（職員及び職務）

第４条　センターに、次の職員を置く。

⑴　センター長

⑵　副センター長

⑶　その他必要な教職員

２　センター長及び副センター長は、大学院医歯学総合研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

３　センター長は、病院長の命を受け、センターの管理運営に当たる。

４　副センター長は、センター長の職務を補佐する。

５　その他必要な教職員は、センター長の命を受け、業務を分掌する。

（選考）

第５条　センター長及び副センター長の選考は、病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。

２　センター長及び副センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、センター長及び副センター長の任期の末日は、当該センター長及び副センター長を任命する病院長の任期の末日以前とする。

３　病院長は、センター長及び副センター長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。

４　センター長又は副センター長が任期途中で欠けた場合の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
５　定年退職日が第２項の規定による任期の末日前であるセンター長及び副センター長の任期は、第２項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
６　前項の適用を受けた者の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
７　前条第１項に掲げる職員のうち、センター長又は副センター長について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成２５年制定）を適用するものとする。

（運営委員会）
第６条　センターの円滑な運営を図るため、長寿・健康人生推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会は、次に掲げる事項を審議する。
(1) センターの運営に関する基本的事項
(2) センターに必要な規則の制定及び改廃に関する事項
(3) その他必要な事項

（委員）
第７条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 副病院長　１名
(2) センター長
(3) 副センター長
(4) 放射線部長
(5) 検査部長
(6) 国際医療部長
(7) 医療情報部長
(8) 先端的健診を担当する医師　別表第１のとおり
(9) 先端的健診を担当する歯科医師　１名
(10) 副看護部長　１名
(11) センター教職員　若干名
(12) 経営企画課長
(13) 医療支援課長
(14) その他病院長が必要と認めた者
２　前項第１号、第８号、第９号、第１０号、第１１号及び第１４号の委員は、病院長が委嘱する。
３　前項の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）
第８条　委員会に委員長を置き、前条第１項第１号に規定する委員をもって充てる。

（委員会の招集等）
第９条　委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
２　委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

（議事）
第１０条　委員会は、委員の３分の２以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
２　第７条第１項第３号から第１４号までに規定する委員が、やむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、その代理の者を出席させることができる。
３　前項の規定による代理出席者は、当該委員会において委員とみなす。

（委員以外の者の出席）
第１１条　委員会は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務）
第１２条　委員会に関する事務は、病院事務部医療支援課が行う。

（雑則）
第１３条　この規則に定めるもののほか、センターの業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）
第１４条　この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附　則
この規則は、平成２７年１月１日から施行する。
附　則（平成２８年３月２４日規則第４７号）
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則（平成３０年９月２０日規則第８６号）
この規則は、平成３０年９月２０日から施行し、平成３０年９月１日から適用する。
附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）
この規則は、令和３年１０月１日から施行する。
附　則（令和５年８月３１日規則第１０７号）
この規則は、令和５年９月１日から施行する。

別表第１

診療科名等	委員数
糖尿病・内分泌・代謝内科	１名
腎臓内科	１名
消化器内科	１名
循環器内科	１名
脳神経内科	１名
放射線診断科	１名
肝胆膵外科	１名
眼科	１名

耳鼻咽喉科	１名
内視鏡担当者	１名
泌尿器科	１名
整形外科	２名
周産・女性診療科	１名
乳腺外科	１名
血管内治療科	１名
快眠センター	１名